

指定居宅療養管理指導、指定介護予防居宅療養管理指導運営規定

第1条 医療法人社団明洋会柴垣医院自由が丘が実施する指定居宅療養指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は、要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 医療法人社団明洋会柴垣医院自由が丘が実施する居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

- 2、居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
- 3、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 居宅療養管理指導等を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 医療法人社団明洋会 柴垣医院自由が丘
- （2）所在地 東京都目黒区自由が丘 1-13-4 シャイン自由が丘ビル 2階

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）医師 12人（常勤1名 非常勤11名）

※医師は居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(居宅療養管理指導等の種類及びサービス提供日、提供時間)

第6条 居宅療養管理指導等の種類及びサービス提供日、提供時間は次の通りとする。

(1) 医師による居宅療養管理指導等 月～土 9時から18時

※ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。

※電話などにより、上記時間外においても連絡が可能な体制とする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の実施地域は、東京都、神奈川県 ※事業所より半径16km圏内の地域

(利用者その他の費用の額)

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、窓口負担は別添の料金表によるものとする。なお、介護保険の一部負担金につき公費負担がある場合は、その分を減免する。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2、事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来る)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携等)

第10条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅療養管理指導(指定介護予防居宅療養管理指導)を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅療養管理指導(指定介護予防居宅療養管理指導)の提供を行うように努める。

(身体拘束等の原則禁止)

第 11 条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又はたの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- 2、事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要事項を記載する。

(利用者からの苦情を処理するために講ずる措置)

第 12 条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な事項を記載する。

- 2、利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内容に掲示する。

(その他運営事項に関する留意事項)

第 13 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2、職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3、この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団明洋会柴垣医院自由が丘が定める。

(付則)

この規定は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

(付則)

令和 7 年 3 月 24 日に内容を一部変更、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。